久留米市 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

目次

| (1)目的 (2)計画期間 (3)計画の背景・位置づけ (4)対象 2.温室効果ガス排出量に係る数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
|---|---|
| (1)対象とする温室効果ガス | |
| | 1 |
| | |
| 3.目標達成に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 4. 推進体制、点検・評価等の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| (1)全庁的な推進体制 (2)役割 (3)職員に対する研修等 (4)進捗管理 (5)公表 (6)計画の見直し (7)その他 | |

1. 計画の基本的事項

(1)目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく法定計画で、市の事務事業 に伴って排出する温室効果ガスの削減を図ることを目的として策定します。

(2)計画期間

計画策定から2030年度までとします。

また、計画の基準年度は2013 (平成25) 年度とします。

(3)計画の背景・位置づけ

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づく「久留米市地球温暖化防止実行計画」を平成13年に策定し、随時見直しを行いながら、市の事務事業に伴い使用するエネルギーの削減等の取組を実施してきました。

地球温暖化に関する国内外の動向や、久留米市ゼロカーボンシティ宣言等を踏まえ、 2050年の脱炭素社会の構築に向けた取組を一層推進するため、目標や取組について見 直しを行います。

| 期 | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 |
|------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| 計画名 | 久留米市地球温暖化 防止実行計画 | 久留米市地球温暖化 防止実行計画 | 久留米市役所 エコアクションプラン | 久留米市地球温暖化 対策実行計画 |
| 計画年度 | 平成 13~18 年度 | 平成 19~22 年度 | 平成 24~30 年度 | 令和元年~5 年度 |

(4) 対象

市が行う事務事業及び市が所有する全ての施設を対象とします。

2. 温室効果ガス排出量に係る数値目標

(1)対象とする温室効果ガス

市が実施する事業から排出される以下のとおりとします。

| 対象とする温室効果ガス | | | |
|---------------|------------------|--|--|
| 二酸化炭素 | CO_2 | | |
| メタン | CH ₄ | | |
| 一酸化二窒素 | N ₂ O | | |
| ハイドロフルオロカーボン類 | HFCs | | |

(2)数值目標

2013 年度の CO2 総排出量を 2 種類に分け、それぞれで目標値を設定します。

◆基準年度: 2013 年度 ◆目標年度: 2030 年度

◆数値目標(2013年度比):

| | エネルギー | 非エネルギー起源 CO ₂ | | |
|------------|--------------------|--------------------------|-------------------------|--|
| | 起源 CO ₂ | 下水処理に伴う排出量 | 一般廃棄物の焼却に 伴う排出量 (※1) | |
| 目標(2030年度) | 71% 削減 | 2.95% 削減 | 5.76%増加に留める | |

※1 2016 (平成 28) 年度から城島・三潴地域、2023 (令和 5) 年度から北野地域で排出 される一般廃棄物の焼却処理を開始し焼却処理量が増加したため、処理開始前の基準

3. 目標達成に向けた取組

市役所業務全般において、職員の環境配慮行動を基本としながら、再生可能エネルギー 等の導入と技術の活用によるエネルギー利用効率化等を図ることで、温室効果ガス排出量 の削減に取り組んでいきます。

【取組の達成水準】

2030 年までに、使用電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする

2050 年までに、使用電力の 100%を再生可能エネルギー電力とする (行政サービスの質向上と脱炭素化の同時達成を目指す)

再生可能エネルギー・未利用エネルギー等の導入

再生可能エネルギーの最大限導入に努めます

(太陽光発電、ごみ焼却発電※2等)

自己託送※3等の手法により、再生可能エネルギーの有効活用を推進します

排熱・排水の利用を推進します

(コージェネレーションシステム※1、下水熱等)

下水道施設において、消化ガスを利用するコージェネレーションシステムの増設を検 討します

市有施設における脱炭素化技術の導入

改修・新築におけるZEH・ZEB化を実施します

BEMS_{※4}等の導入により、エネルギー管理の最適化を図ります

高効率設備機器(照明設備・空調設備・変圧器等)や節水型機器、CO2削減効果の高い機器の導入を推進します

建築物の断熱性能の向上を図ります

(複層ガラスの導入等)

建築物の意匠について自然の採光・通風などを最大限に活用します

建築物を長寿命化することで、新築・解体工事に伴うCO2排出抑制を図ります

敷地内および建築物の屋上・壁面の緑化を推進します

建築・土木資材の環境配慮型資材の活用(再生資材の活用など)を図ります

建築・土木・設備の工事について、建材資材の調達から、輸送、施工・建設、修繕、廃棄・ リサイクル等までのライフサイクル全体を通じて脱炭素化が図られるように努めます

下水道施設において、処理水質を現状と同等に確保しつつ必要電力量の削減が望める処理方法の研究を行います

脱炭素型ビジネススタイルへの転換

クールビズ・ウォームビズ・ノー残業デーの徹底・エネルギー使用の見える化等、省エネ の取り組みを推進します

パソコンなどの事務用機器等について、省電力化を考慮した機器の導入を検討します

コピー用紙使用量の削減や2R+Rの推進等に取り組みます

エコマーク製品、グリーン購入法に適合した環境に配慮した製品を購入します

CO2排出係数ができる限り低い電力供給事業者を選択します

設備機器の運転効率化、計画的な整備による効率的運用、省エネチューニングを行います 消耗品、印刷物、記念品等は数量を精査して購入します。また、脱プラスチックの観点か ら、可能な限りプラスチックの代替製品を選択します

リモートワークやWEB会議の活用等により公用車利用の抑制に努めます

DXを推進し、脱炭素化と行政サービスの質向上を図ります

廃棄物の2R(発生抑制・再使用)+R(再資源化)を推進します

環境に配慮した公用車の活用

公用自転車の一層の活用を図ります

(片道1.5キロメートル未満は原則公用車不可※5)

公用車の新規導入や更新時は積極的に電動車_{※6}に切り替え、国の目標(2030年度までに全て電動車)達成を目指します

※電動車の切り替えは、再生可能エネルギーの導入や充電設備の整備状況を踏まえる

運転する際はエコドライブを心がけます

一般廃棄物処理事業における脱炭素化の取り組み

一般廃棄物焼却の際に発生する熱を、高効率発電や熱供給設備(空調・温水利用等)に最 大限活用します

施設内で発生する一般廃棄物焼却灰の再資源化や、排水等の再利用を推進します



CO₂排出量の少ない電力を使うには

電力のCO₂排出係数

電力のCO₂排出係数とは、各電力会社が電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかを推し測る指標です。

値がO(ゼロ)に近づくほど、その会社が化石燃料を使わずに(再生可能エネルギー等で)発電した電力を販売している、ということが分かります。

つまり、家庭や職場で使う電力を CO₂排出係数が低い電力会社から買うと、 高い電力会社から買うよりも、CO₂排出量を抑えることができる、ということ です。

4. 推進体制、点検・評価等の体制

(1)全庁的な推進体制

本計画の取組は、久留米市ゼロカーボンシティ推進本部(以下「推進本部」という。 本部長…環境部を所管する副市長)を中心に推進します。

また、本計画を全庁的な連携による実効性の高いものにするために、特に部局横断 的連携が重要と考えられる分野について、必要に応じてプロジェクト会議を開催し、 本計画の実施状況の点検、評価、見直し等を行います。

(2)役割

| 区分 | 役割 | | |
|-----------------------|--|--|--|
| 久留米市ゼロカーボ ンシティ推進本部 | 本部長は環境部を所管する副市長、部員は各部長等とし、本計画及び区域施策 編の推進及び見直し等を行う最高決定機関です。 | | |
| 事務事業編推進 プロジェクト会議 | 推進本部の本部長が指名する関連部局の職員を構成員とし、事務事業編の推進 及び見直しに関する事項について、主体的な提案等を行います。 | | |
| 事務局 | 久留米市地球温暖化対策実行計画の推進及び見直し等に係る事務を行います。 | | |

(3) 職員に対する研修等

事務局は、職員研修において、職員意識の高揚や本計画の周知徹底を図るものとします。

また、庁内メール等を活用して、全職員に地球温暖化の現状や対策の最新情報及び 本計画の進捗状況等について情報提供を行います。

(4) 進捗管理

事務局は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法)」に基づくエネルギー管理企画推進者が集計した前年度エネルギー使用量の状況等を取りまとめて温室効果ガスの排出量等を算定し、その結果を事務事業編推進プロジェクト会議で進捗管理していきます。

(5) 公表

事務局は、毎年度、温室効果ガスの排出量・取組の状況等を取りまとめて、市ホームページ等で公表します。

(6)計画の見直し

本計画は、国内外の地球温暖化を取り巻く状況や社会的動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(7) その他

必要な事項については、「久留米市環境マネジメントシステム」で定めます。